

社会福祉法人江東こども会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江東こども会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という）の報酬及び実費弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。（別表1及び2に掲げる定額の実費弁償費を含む）
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の業務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 当該報酬を支払う場合は、前々条及び前条に係る報酬及び実費弁償費の支出並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。又、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 宿泊費は、1泊あたり20,000円を上限として実費を支給する。

4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(当法人職員給与との併給)

第9条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定めるところによる。

(1) 報酬については、毎月27日に銀行振込とする。ただし、支払日当日が休日及び金融機関の非営業日に該当する場合には、その前日とする。

(2) 前号の報酬は、毎月16日から起算し、翌月15日に締めて計算する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改正)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成26年3月5日より施行する。

附 則

この規程は一部を改正し、平成29年6月21日より施行する。

附 則

この規程は一部を改正し、平成30年6月20日より施行する。

別表 1 (日額) (第 3 条、第 6 条、第 7 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	12,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	12,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	12,000円	3,000円

別表 2 (日額) (第 4 条、第 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	12,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	12,000円	3,000円

別表 3 (月額) (第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	75,000円	職員通勤手当相当
業務執行理事業務報酬等	35,000円	職員通勤手当相当

別表 4 (日額) (第 8 条関係)

旅 費	宿泊費 (1泊)	報 酬	実費弁償費
実 費	上限20,000 円までの実費	15,000円	実 費